

環 廃 第 5 2 5 号
令 和 4 年 1 2 月 2 6 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会長 様

廃棄物リサイクル課長

自動車検査証の電子化に伴う（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可審査における対応について

このことについて、令和5年1月4日から電子化された新たな自動車検査証（以下「新自動車検査証」という。）の交付が開始され、新自動車検査証の券面には車両の所有者や有効期間等の情報が記載されなくなります。

については、産業廃棄物収集運搬業許可等の審査における新自動車検査証の取り扱いを下記のとおり整理しましたので、貴会会員への周知について、御配慮願います。

なお、静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領については、本年度末に改正予定です。

記

産業廃棄物収集運搬業許可等の申請者には、新自動車検査証の写しにあわせて、自動車検査証記録事項の写し（紙）の提出を求める。

審査に当たっては、新自動車検査証及び自動車検査証記録事項の内容（車両番号等）を確認し、申請内容との照合を行うこと。

なお、自動車検査証記録事項は、車検時に交付される他、新自動車検査証券面のQRコード又はICタグを読み取ることで、車検証閲覧アプリから出力することが可能である。

※新自動車検査証の内容等については電子車検証特設サイトを御確認ください。

担 当 産業廃棄物班
電話番号 054-221-2423